和 指 第 8 7 1 号 令和 6 年 3 月 1 9 日 (2024年)

各介護職員等処遇改善加算等算定対象事業者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓 (公印省略)

令和6年度「介護職員等処遇改善加算等」の届出について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、令和6年度に係る「介護職員等処遇改善加算等(以下、「加算等」という。)」については、 本市の届出の受付を次のとおり行います。計画書の届出の際は手続に遺漏なきようご留意願います。

なお、届出の際には、「**介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び 様式例の提示について(令和6年3月15日 老発0315第2号)**」を必ずご確認の上、計画書の 作成及び届出を行い、適正な加算算定に努めていただきますようお願いします。

※加算等計画書につきましては、昨年度の様式とは違う様式となっていますので、**必ず本市ホーム** ページに掲載している様式を使用してください。

1 提出書類

①計画書関係

計画書については、令和6年4月1日付け及び5月1日付けで加算を算定する場合は、旧加算 等による計画、6月以降に加算を算定する場合は、新加算等による計画を作成していただくこと となります。

- ○令和5年度に加算等を算定しておらず、令和6年6月以降から新規に新加算Ⅲ又はIVを算定する場合
- ※事業所が1か所のみの事業所(施設) (指定(許可)されている事業所(施設)が、併設の短期入所サービス、介護予防または総合事業である場合は、一括で作成が可能です。)
 - 【別紙様式7-1】総括表(加算未算定事業所)
 - ※新加算 I 又は II を算定する場合は「別紙様式 2 」を作成してください。また令和 6 年度中において加算の区分変更をした場合は、別紙様式 2-4 を作成する必要があります。

※事業所が複数ある事業所(施設)において、加算等を取得する場合

- 【別紙様式2-1】総括表(介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書(令和6年度))
- 【別紙様式2-2】個票(令和6年4・5月分)
- ·【別紙様式2-3】個票(令和6年6月以降分)
- ※別紙様式 2-4 は、令和 6 年度内において、加算の区分が変更される場合に記載の上、提出するものであるため、今般は提出不要です。令和 6 年度中において加算の区分を変更する場合は作成してください。

○令和5年度に加算等を算定しており、令和6年度においても継続して加算等を算定する場合

- ·【別紙様式2-1】総括表(介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度))
- 【別紙様式2-2】個票(令和6年4・5月分)
- 【別紙様式2-3】個票(令和6年6月以降分)
- ※事業所数が10以下の場合は、別記様式6を作成していただいてもかまいません。但し、令和6

年度中において加算の区分変更をした場合は、別紙様式2-4を作成する必要があります。

②介護給付費算定に係る体制届出書

今般の計画書を作成していただくとともに、介護給付費算定に係る体制届出書が必要となる場合もあります。詳細は次のとおりとなります。

- ○4月1日付けで介護給付費算定に係る体制届出書が必要な場合
 - ・令和6年4月1日付けで加算の区分を改める場合
 - (例) 令和5年度介護処遇改善加算Ⅱ→令和6年度介護職員処遇改善加算Ⅰ
 - (例) 令和5年度介護職員等特定処遇改善加算算定「無し」→令和6年度同加算算定「有り」等 ※既に令和6年4月1日付けにて加算等の届出を行っているが、旧様式で提出している場合は、 差し替えをお願いします。
- ○6月1日付けで介護給付費算定に係る体制届出書が必要な場合

新加算の届出については、6月1日付けにおいて改めて加算を算定することとなるため、<u>必ず</u> 提出期日までに介護給付費算定に係る体制届出書の提出をしてください。万一、新加算における 介護給付費算定に係る体制届出書の提出がない場合は、加算の算定ができません。

2 提出方法及び提出期限 今和6年4月1日付け又は5月1日付けから算定の場合 【加算等計画書】

◎持参の場合

令和6年4月15日(月)までに和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班まで2部(1部は受付後、事業者控えとして返却します。)提出してください。

◎郵送の場合

令和6年4月15日(月)の消印を有効とします。

送付先:〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班 宛

※2部送付(1部は受付後、事業者控えとして返却しますので、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付ください。<u>料金不足とならないよう</u>ご注意願います。) を必ず同封してください。) ※封筒の表に<u>「令和6年度処遇改善計画書在中」と記載</u>してください。

◎メールの場合

<u>令和6年4月15日(月)</u>までに和歌山市役所 指導監査課メールアドレスまで提出ください。 メールアドレス: shidokansa_hojin@city. wakayama. lg. jp

- ・件名を「【法人名】令和6年度処遇改善計画書【提出日】」としてください。 〈例〉【株式会社○○】令和6年度処遇改善計画書【R6.4.1】
- ・メールで受付の場合、当課から受付完了のメールを返信します。

※メールでの提出の場合、エクセルデータでの提出をお願いします。

【介護給付費算定に係る体制届出書】

○令和6年4月1日付け及び5月1日付け算定の場合

提出締切については、居宅系サービス及び施設系サービスともに令和6年4月15日(月)まで に和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班まで2部(1部は受付後、事業者控えとして返却し ます。)提出してください。郵送による提出については、令和6年4月15日(月)の消印を有効 とします。

○令和6年6月1日付け算定の場合

- ・居宅系サービス:令和6年5月15日(水)までに和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定 班まで2部(1部は受付後、事業者控えとして返却します。)提出してください。
- ・施設系サービス:来庁による提出は令和6年5月31日(金)までとします。但し、郵送による提出については、令和6年6月1日(土)の消印を有効とします。

※6月1日付け算定の介護給付費算定に係る体制届出書については、4月1日付け又は5月1日付けの届出と同じタイミングで提出していただいてもかまいません。

3 留意事項

- ・提出期限を過ぎた場合、<u>加算等の算定は計画書を提出いただいた日の属する月の翌々月の開始</u> となりますので、ご留意ください。
- ・他保険者(他市区町村)の指定を受けている地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支 <u>援総合事業所</u>については、<u>各指定権者にも届出</u>を行う必要があります。必要な手続き等について は、各指定権者にご確認ください。
- ・年度の移行に伴い加算等を取り下げる場合は、介護給付費算定に係る体制届出書を作成の上、届 け出てください。また令和5年度に加算等を算定している事業者様で、<u>加算計画書の届出が提出</u> 期限までにない場合は、加算等を取り下げていただく場合がありますので、ご留意ください。
- ・計画書の提出に当たり、<u>計画書中の「4 要件を満たすことの確認・証明」に記載している内容を確認するとともに、記載内容の根拠となる資料等(就業規則等)を適切に保管してください。</u> 各指定権者から求めがあった場合には、速やかに提出してください。
- ・新加算への移行については、令和6年6月からとなりますが、賃金規程等の見直し等事業者様の 事務負担を考慮し、<u>令和6年度中は経過措置を設けて</u>おります。<u>新加算の算定については加算 I</u> から加算IVの他、経過措置の内容として加算 V (1) から加算 V (14) まであります。<u>但し、</u> <u>令和7年度には加算 V がなくなりますので、令和6年度中に移行する加算等を定める必要</u>があり ます。

4 届出様式等

加算等の内容や提出書類に係る各種様式等、詳細については、和歌山市役所指導監査課ホームページでご確認ください。

- ○介護職員等処遇改善加算等の内容について
- 「介護職員等処遇改善加算等について」 (ページ番号:1027655)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html

○提出書類に係る各種様式等について

「介護給付費算定に係る届出等様式集」 (ページ番号:1003137)

http://www.citv.wakavama.wakavama.ip/jigvou/fukusi/1002998/1003137.html

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320